

介護老人保健施設 飯能ケアセンター楠苑 利用約款

(提供サービス一覧)

- | | | |
|----------------------------------|---|------------------|
| ①入 | 所 | |
| ②短期入所療養介護 | | ③介護予防短期入所療養介護 |
| ④通所リハビリテーション | | ⑤介護予防通所リハビリテーション |
| (以下、「①～⑤」、「①」、「①②③」等の数字のみの記載に省略) | | |

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設飯能ケアセンター楠苑（以下「当施設」という。）は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰、在宅における生活の維持を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設利用同意書を当施設に提出したのちから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がなく、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ②介護老人保健施設①～⑤サービス利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所（①②③のみ対象）及び利用中止（④⑤のみ対象）の意思表示をすることにより、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

2 身元引受人も前項と同様に介護老人保健施設①～⑤サービス利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

尚、②～⑤の場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

④⑤の場合利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除及び入院又は他施設への入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次の各号に掲げる場合には、本約款に基づく介護老人保健施設①～⑤サービス利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立（非該当）又は要支援の場合は（①が対象）と認定された場合
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合（①のみ対象）
 - ③ 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合（②③のみ対象）
 - ④ 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合（④⑤のみ対象）
 - ⑤ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑥ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
 - ⑦ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑧ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たに身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たに身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づくサービス提供は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく①～⑤サービスの対価として、利用者負担説明書（別紙）の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者又は身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月15日までに発行し、所定の方法により交付し、収納代行会社「三菱UFJファクター株式会社」を通して、毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に利用者、身元引受人があらかじめ指定した金融機関等の口座から当該合計額を受領するものとします。ただし、支払いの方法について、別途話し合いの上、他の方法によるものとすることができます。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

- 4 第5条第6号の利用料滞納（未収事故）が発生した場合、当施設は料金回収代位弁済業者（日本総研トラストテクノロジーズ）へ代位弁済を申請することができます。

（記 録）

- 第7条 当施設は、利用者の介護老人保健施設①～⑤サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族、又は利用者の代理人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

- 第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。（①②③のみ対象）
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護老人保健施設①～⑤サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

重 要 事 項 説 明 書

<別紙1>

介護老人保健施設飯能ケアセンター楠苑のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設 飯能ケアセンター 楠苑
- ・ 開設年月日 平成9年6月2日
- ・ 所在地 埼玉県飯能市大字落合458番地1
- ・ 電話番号 042-975-1601 FAX番号042-975-1605
- ・ 管理者名 角田 七重
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1152680015号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図り在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 飯能ケアセンター楠苑の運営方針]

1. 個人の意思を尊重し、利用者本位の質の高いサービス提供を通じて高齢者の自立を支援する。
2. 支援を必要とする高齢者に対して、必要なサービスを提供し、家庭への復帰を目指す。
3. 在宅ケアを基本に、保健・医療・福祉を通じて高齢の多彩なニーズに的確に答えることのできる、効果的、総合的サービスを提供する。

(3) 1. 施設の職員数と内訳【①②③のみ対象】

- ・ 医師 1名以上(うち常勤1名)
- ・ 薬剤師 0.3名以上(常勤換算による)
- ・ 看護・介護職員 33名以上(常勤職員33人但し、看護職員の員数は10名以上)
- ・ 理学療法士等 1名以上(うち常勤1名)※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- ・ 支援相談員 1名以上
- ・ 管理栄養士 1名
- ・ 介護支援専門員 1名以上
- ・ 事務員 3名以上
- ・ その他 1名

2. 施設の職員数と内訳【④⑤のみ対象】

- ・ 医師 1名以上
- ・ 看護職員 1名以上(常勤1名)
- ・ 介護職員 5名以上(常勤5名)
- ・ 理学療法士等 1名以上 ※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
- ・ 支援相談員 1名以上
- ・ 管理栄養士 1名以上

(4) 1 定員等【①②③のみ対象】

- ・介護老人保健施設（入所）： 98名
- ・短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護：空床利用
- ・療養室 個室：4室、2人室：15室、4人室：16室

2 通所定員等【④⑤のみ対象】

- ・通所定員 47名
- ・営業日 年末年始（12月31日～1月3日）を除く、毎週月曜日～土曜日までの6日間
- ・営業時間 午前8：30～午後6：30
- ・サービス提供時間 午前10：00～16：00（実質6時間以上）
- ・通常の事業実施地域 飯能市・入間市・狭山市・日高市・青梅市

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション、介護予防所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（原則として食堂でおとりいただきます。）【①②③のみ対象（昼食は④⑤も対象）】
 - 朝食 8時00分～
 - 昼食 12時00分～
 - 夕食 18時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 理美容サービス【原則月3回外部業者（理容師対応月2回／美容師対応月1回）により実施します。】
- ⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称：南飯能病院（内科）	住 所	埼玉県飯能市大字矢嵐415
名 称：佐瀬病院（整形外科）	住 所	埼玉県飯能市栄町11-2

・協力歯科医療機関

・名 称：荒井歯科医院(歯科)	住 所	埼玉県飯能市仲町6-15
-----------------	-----	--------------

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は定められた時間を厳守してください。(①②③のみ対象)
- ・ 消灯時間は、午後9時となります。(①②③のみ対象)
- ・ 外出・外泊は、原則として3日前までに許可申請書を提出し許可を受けてから実施し、帰苑にさいしては必ず報告書をサービスステーションに提出してください。但し、外出については当日でも許可する場合があります。
- ・ 飲酒・喫煙については、利用者(①～⑤)の健康状態及び他の利用者に影響を及ぼすことを考え、禁止とさせていただきます。
- ・ 火気の取扱いは、原則として禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は、ていねいに取り扱い互いに譲り合って使用してください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、支援相談員に申し出ください。(①②③のみ対象) また、金銭・貴重品の管理は、利用者(①～⑤)の自己管理とします。いずれも紛失・破損等の際、施設では責任を負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診をする際は、許可申請書に記入の上、当施設の看護師に申し出てください。(①②③のみ対象)
- ・ 宗教活動は禁止します。
- ・ ペットの持ち込みは、理由のいかんにかかわらず禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・ 通所リハビリテーション、及び介護予防通所リハビリテーション時に医療機関で受診する際は、看護師に申し出て下さい。(④⑤のみ対象)

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、非常食3日分等
- ・ 防災訓練 年3回以上 (うち総合避難訓練2回以上)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 管理・運営に係る事項

事故防止・安全確保のため、居室等適所における氏名の掲示を行います。但し、個人情報保護の観点より、氏名の掲示を望まない場合には申し出てください。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話042-975-1601

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他、飯能市 介護福祉課：電話 042-973-2111 日高市 介護福祉課：電話 042-989-2111
入間市 高齢者福祉課：電話 04-2964-1111 狭山市 介護保険課：電話 04-2953-1111
青梅市 高齢介護課：電話 0428-22-1111 上記市町村以外はお住まいの市町村役所窓口
埼玉県国民健康保険連合会（苦情相談専用）：電話 048-824-2568

9. その他、当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 2>

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・健康保険証・医療受給者証・※負担限度額認定証を確認させていただきます。

また、利用開始後は月 1 度、上記保険証類を確認させていただきます。

※は該当者のみ。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金、及びその他料金

別紙『利用負担説明書』を参照して下さい。

(2) 支払い方法

1. 毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行します。毎月 26 日（金融機関協業日の場合は翌営業日）に、あらかじめ届け出いただいた金融機関等の口座から引き落としさせていただきます。現金でお支払いいただく場合は、その月の末日までに楠苑の窓口にてお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- 2 現金でお支払いいただく場合は、施設窓口にてお支払いいただくようお願いします。（振込等の利用による支払方法をご希望の方はご相談下さい。）但し、お支払いが困難な場合はご相談ください。

<別紙 3>

個人情報の利用目的

介護老人保健施設飯能ケアセンター楠苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －利用者の事故防止・安全確保
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・利用約款第5条第6項の利用料滞納（未収事故）が発生した場合
 - －料金回収代位弁済業者への情報提供

介護老人保健施設利用同意書

(①入所 ②短期入所療養介護 ③介護予防短期入所
④通所リハビリテーション ⑤介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設飯能ケアセンター楠苑の①～⑤のサービスを利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款（以下、「本約款」という。）及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

印

＜利用者の身元引受人＞

住所

印

介護老人保健施設 飯能ケアセンター楠苑
施設長 角田 七重 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
	TEL 携帯
・勤務先	TEL

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】（親族別世帯）

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
	TEL 携帯
・勤務先	TEL

介護老人保健施設 飯能ケアセンター楠苑